

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認新潟地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	16 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	11 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年5月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年5月から50年3月まで

夫が自身の年金裁定請求をする際に、私の国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

私は、昭和47年5月に結婚し国民年金に加入した。保険料は毎月月末に義父が営む理容店にA市役所（当時）の専任徴収員が集金に来ており、義父が家族4人分の保険料として一緒に納付していたことを記憶している。

ほかの家族の保険料が納付されているのに、私の保険料だけが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻した昭和47年5月ごろ、その夫がA市役所専任徴収員から国民年金の加入を勧められ、国民年金に加入するとともに、申立人と同居していたその義父が、家族の保険料と一緒に毎月月末に当該専任徴収員に渡していたと主張しているところ、専任徴収員のうちの一人（B氏）は、43年7月から国民年金保険料の徴収事務を委託されていたが、徴収した国民年金保険料の一部を公金として納入せず、自己の生活費として費消していた事件が明らかになっている。これを受けてA市役所（現在は、C市役所D支所）では、56年から58年にかけて、費消していた保険料を全額返済させる処理を行っているが、一方でこの処理について、「調査は可能な限り行った上、B氏本人に確認を求めたが、記憶がはっきりしない点もあり、B氏が操作したものの全部を処理できたとは断言できない。」としており、事件の全容は未だ不明である。また、A市役所の調査によると、B氏は58年6月に退職するまで専任徴収員として申立人が居住していた地区を担当していたことが確認できる

上、申立人の夫は、「専任徴収員が途中で変わったことはなかった。」としていることから、申立人が本件事件に巻き込まれた可能性も否定できない状況である。

さらに、申立期間当時、申立人の義父が営む理容店に集金に来ていた専任徴収員について、隣人は「申立人宅と同じ専任徴収員が来ており、その名字はEであった。また、その専任徴収員の兄弟にFがいた。」と証言していることから、C市役所がF氏の戸籍により確認を行ったところ、その専任徴収員の生年月日及び名前がB氏と同一であった。同市役所によれば、専任徴収員B氏の戸籍はC市外に転籍しており、かつB氏が亡くなっていることから確認が困難なものの、生年月日及び名前が同一であることから、E氏は申立人及びその家族の保険料を徴収していた専任徴収員B氏であると考えられるとしている。

加えて、申立人は申立期間以降の国民年金加入期間の保険料を昭和 50 年 4 月から 30 年以上にわたり納付していることを考慮すると、納付意識の高い申立人が申立期間の保険料を納付したとしても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA県B庁C事務所における資格取得日に係る記録を昭和61年1月8日、資格喪失日に係る記録を同年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年1月8日から同年4月1日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、臨時教員として勤務していた申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

私は、申立期間前の昭和60年4月6日から同年12月25日まで、D市立E中学校に勤務し、当該期間は厚生年金保険に加入していた。

申立期間についても、上記期間と勤務条件は変わりなく、D市立E中学校に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間に係る辞令書、及び申立人が現在勤務しているD市立F中学校から提出された申立人の履歴書から、申立人が、申立期間にA県B庁C事務所管内のD市立E中学校に勤務していたことが確認できる。

また、事業主は、「申立期間当時の臨時職員の取扱いについては、A県市町村立学校臨時職員取扱規程（以下「取扱規程」という。）によって対応していたはずである。」と回答しているところ、申立期間に係る辞令書の採用期間は2か月を超えており、取扱規程において、例外的に厚生年金保険に加入させる必要の無い場合を規定する取扱規程第19条ただし書「他の保険の被保険者又は被保険者の扶養親族である場合」に該当する事実も確認できない上、A県B

庁C事務所と申立人の間で厚生年金保険に加入させないとする合意があったと推認できる特段の事情もみられない。

さらに、上記履歴書及びオンラインの記録から、申立人は、申立期間前の昭和60年4月6日から同年12月25日まで、D市立E中学校に申立期間と同一の勤務条件で勤務し、厚生年金保険に加入していることが確認できるところ、申立期間に同中学校で学校事務職員であった者は、「採用期間が2か月以上あり、厚生年金保険に加入する条件を満たしていれば、取扱規程により当然に加入手続を行った。しかも、1、2学期中は厚生年金保険に加入しながら、3学期のみ加入しなかったことは考えられない。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の所持する辞令書記載の教育職等級及び号給から、15万円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立期間に係る保険料を納付したか否かについては不明としているが、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後に被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所（当時）が申立人に係る記録の処理を誤ったとは考え難いことから、事業主から被保険者資格の取得及び喪失に係る届出が行われていないと認められる。したがって、社会保険事務所は、申立人に係る昭和61年1月から同年3月分までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間①の標準賞与額に係る記録を5万円、申立期間②を28万8,000円、申立期間③を62万円、申立期間④を53万円、申立期間⑤を56万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年3月31日
② 平成16年7月9日
③ 平成19年3月27日
④ 平成19年6月20日
⑤ 平成19年12月7日

年金事務所へ年金相談に行ったところ、賞与が支給されているにもかかわらず、申立期間の標準賞与額に係る記録が無いことが分かった。

保管している賞与明細書に記載されているとおり、賞与から厚生年金保険料が控除されているので、申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書及びA社から提出された賃金台帳から、申立人は、その主張する標準賞与額（申立期間①は5万円、申立期間②は28万8,000円、申立期間③は62万円、申立期間④は53万円、申立期間⑤は56万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、いずれの申立期間についても、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険

料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①、②、③、④及び⑤に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から43年2月までの期間及び45年4月から47年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から43年2月まで
② 昭和45年4月から47年3月まで

65歳になり年金をもらうようになったが、年金の額が思っていたより少なく気になっていた。

2年ぐらい前に、A市のB公民館に社会保険事務所（当時）の担当が来たので相談をした際に、国民年金の記録を訂正することができるという話を聞いた。

その後、「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、未加入となっている期間があることが分かった。改めて国民年金保険料納付記録を照会したところ、新たに納付記録が確認できない期間も判明した。

国民年金の保険料は夫が納付していたはずなので、申立期間が未納及び未加入期間となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号は国民年金手帳記号番号払出簿から、昭和44年12月10日に払い出されていることが確認でき、この時点では、申立期間のうち36年4月から42年9月までの期間は時効により保険料を納付することができない。

また、特殊台帳及びC市役所（現在は、A市役所D支所）作成の国民年金被保険者名簿から、申立人は昭和43年3月から45年3月までの保険料を50年12月30日に第二回特例納付により納付していることが確認でき、43年*月は申立人の35歳到達の月であることから、国民年金の受給資格期間の要件を満たすため、当該月から保険料納付を行ったものと考えられる。

2 申立期間②について、オンライン記録から、申立人の夫が厚生年金保険の加入期間であったことから、平成 10 年 6 月 3 日に未加入期間へ記録が訂正されているが、訂正される前は申請免除期間であり、制度上特例納付で納付することができず、事実、特殊台帳も申請免除期間となっていることから、特例納付による納付ができなかったものと考えられる。

また、氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年2月から53年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年2月から53年1月まで

年金記録問題が話題となったことから、自分自身の年金記録が不安となり、国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の国民年金加入記録及び保険料の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

私は、夫の米国転勤に伴い昭和60年*月に渡米したが、その後、私の母からの手紙により、過去の国民年金未加入期間について保険料を納付できる救済制度が記載されたチラシを受け取った。

このため、私は、一時帰国した際、私の実家の近くにあったA市役所B出張所（現在は、A市役所C分室）に行き相談したところ、2年分の保険料をさかのぼって納付できると説明され、同出張所において2年分の保険料を納付した。

納付時に領収書を求めたが、出張所の担当者が国民年金手帳の国民年金印紙検認記録欄上部にある国民年金手帳記号番号を記載する箇所を切り取り、「これで納付したことが一目瞭然^{りょう}分かるので間違いはない。」と説明したので、信用していた。

私は、過去の未加入期間に係る2年分の保険料をさかのぼって間違いなく納付したのに、申立期間が未加入期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

日本国内に住所（住民票）を有しない海外居住者は、昭和61年3月以前は国民年金に加入することができなかったところ、制度改正により、同年4月から任意加入することが可能となったが、過去の未加入期間に係る保険料をさかのぼって納付することはできない上、日本年金機構Dブロック本部E事務セン

ターは、「申立人が主張する内容の救済制度は存在しない。」と回答している。

また、申立人は、昭和 62 年 6 月から同年 8 月まで、平成元年 7 月から同年 8 月まで、4 年 8 月、5 年 6 月から同年 8 月までの一時帰国したいずれかの期間に、その実家近くにあった A 市役所 B 出張所において保険料を納付したところ、当時、同市に申立人の住所は無かった上、同出張所は、「現年度保険料の収納は行っていたが、過年度保険料の収納は行っていなかった。」と回答していることから、申立人が同出張所において申立期間の保険料を納付できたものとは考え難い。

さらに、申立人は、一時帰国して保険料納付を行った時期及び納付金額の記憶が曖昧である上、申立人には、海外居住等のため、昭和 48 年 8 月から同年 11 月までの期間、51 年 2 月から 55 年 7 月までの期間及び 60 年 3 月から 61 年 3 月までの期間で合計 71 か月の未加入期間があるが、このうち、納付を行ったとする 2 年分の保険料がどの期間に係るものかについても、実際のところ明確ではないとしている。

加えて、申立人は、保険料納付時において、納付の証明として、「国民年金手帳の国民年金印紙検認記録欄上部にある国民年金手帳記号番号を記載する箇所を切り取られた。」としているが、日本年金機構 D ブロック本部 E 事務センター及び F 市役所では、「当該箇所を切り取る理由は、国民年金手帳のどのページを開いても国民年金手帳記号番号が分かるようにするものであることから、当該箇所が切り取られていても納付を証明することにはならない。」と回答している。

その上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

新潟国民年金 事案 1084 (事案 811 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 12 月から 38 年 5 月までの期間及び同年 10 月から 41 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 12 月から 38 年 5 月まで
② 昭和 38 年 10 月から 41 年 3 月まで

当初の判断後、年金記録の訂正につながると思われる新たな資料として、弟及び隣人の国民年金手帳の写し、並びに私の国民健康保険被保険者証を添えて、申立期間について再申立てする。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 41 年 10 月 19 日に払い出されたことが確認でき、この時点では、申立期間のうち 37 年 12 月から 39 年 6 月までの期間については時効により保険料を納付することができない。

また、申立人は、昭和 42 年 10 月 1 日付け A 市役所発行の国民年金手帳保管証を所持しており、当該保管証の国民年金手帳記号番号の記載に誤謬^{びゅう}があることから別の国民年金手帳が存在しているとしているが、当該国民年金手帳記号番号は別の被保険者の手帳記号番号として使用されていることが確認できる上、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、さらに、申立人は、保険料をまとめて納付した記憶は無いとするなど、過年度納付又は特例納付をうかがわせる事情も見当たらないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 9 月 2 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

2 申立人は、申立期間の保険料を納付していたことを示す新たな情報として、その弟及び申立期間において弟の保険料を集金していたとする隣人の国民

年金手帳の写しに申立人の国民健康保険被保険者証の写しを添えて、申立期間の保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の申立期間当時は、その弟は20歳前であることが確認でき、国民年金の加入対象でないことから、その弟は保険料を納付することができない。

また、申立人の国民健康保険被保険者証の写しについては、これをもって申立人が申立期間の保険料を納付したとは言い難い。

さらに、申立人から提出のあった、当時の隣人の国民年金手帳の国民年金印紙検認記録に申立人の申立期間の記録は存在せず、ほかの期間においても申立人の国民年金手帳の記録と比較できる範囲では、双方の検認印が相違していることなどから、これら新情報をもって申立期間の保険料を納付していたとは考え難い上、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年9月から60年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年9月から60年11月まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が未加入とされていた。改めて、国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間に係る国民年金の加入記録が確認できなかったとの回答を受け取った。

当時、私は、会社を退職し自営業を始めたころで、私自身が市役所に出向き国民年金の加入手続きを行い、保険料は、私の妻が毎月集金に来ていた町内会の集金人に納付していた。

このため、申立期間が未加入期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録から、昭和60年12月ごろに払い出されたものと推認できるところ、この時点において、申立期間の大部分は、時効により保険料を納付することができない。

また、申立人は、その妻が毎月町内会の集金人に保険料を納付していたと主張しているが、過年度分の保険料は、町内会の集金人など納付組織を通じて納付することができない上、申立人及びその妻は、保険料をまとめて納付した記憶も無いとしている。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年2月から58年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年2月から58年2月まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が未加入とされていた。改めて、国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間に係る国民年金の加入記録が確認できなかったとの回答を受け取った。

私は、大学を卒業し、実家に戻り就職した後、時期ははっきりしないが、私の父から「学生時代にさかのぼって保険料を納付できる制度があるので、お前の保険料を納付してきた。」と言われたことを記憶している。

このため、申立期間が未加入期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、申立人の加入手続及び保険料納付を行ったとするその父は既に亡くなっているため、申立人の母に聴取したが、納付場所、納付方法などの記憶が無く、具体的な納付状況等が不明である。

また、申立人は、大学卒業後、厚生年金保険の適用事業所に就職したことに伴い交付された年金手帳を1冊所持しているが、当該手帳には国民年金の加入記録が記載されておらず、他の年金手帳を見た記憶も無いとしている。

さらに、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年7月17日から36年1月7日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、A社B出張所で勤務していた申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

A社B出張所では、常用のC職種として、無休に近い状態で勤務していた。

所持している申立期間当時の「収支ノート」の記載を見ると、病院にかかったときは、初診料だけ支払い、次回以降は無料だったことから、健康保険の保険証があったと思う。

このため、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が氏名を記憶している現場監督が、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、その氏名を確認できることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人は、「常用のC職種として勤務していた。」と申し立てているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から、申立期間において、同社に係る厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる者のうち、複数の者は、「A社に正規採用される前のC職種の期間は、厚生年金保険に加入させてもらえなかった。」と証言している。

また、上記複数の者は、「A社に正規採用されるために、試験を受けた。」と証言しているところ、申立人は、「A社において試験を受けたことが無い。」としている。

これらを総合的に判断すると、A社では、申立期間当時、雇用するC職種については、正規採用従業員として雇用した後、厚生年金保険に加入させていた

ことがうかがえる。

さらに、申立人が自分と同じようにC職種をしていたとする同僚は、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、その氏名を確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 4 月から 31 年 9 月まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、申立期間が、厚生年金保険被保険者期間となっていない旨の回答を受け取った。

私は、中学校卒業直後にA社に入社し、その後、B事業所に採用されるまでの間、定時制高等学校に通学しながら同社に正社員として勤務していた。

給与から保険料が引かれていたことを記憶しており、一つは失業保険で、仕事を辞めたときのためのもの、もう一つは年をとってからもらうものだと教えられていたので、厚生年金保険には加入していたはずである。

調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から、申立期間中に同社において厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員二人の証言、及びC機関が保管する申立人のB事業所に係る人事記録から、期間は特定できないものの、申立人が、B事業所で勤務を開始する昭和 28 年 11 月 4 日以前の期間において、A社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人は、「A社への入社は、昭和 26 年 4 月であった。」と申し立てているところ、申立人が、「自分が入社した時点では、同社で既に勤務していた。」としている従業員一人は、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から、同社で昭和 29 年 7 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、別の従業員の証言から、A社で昭和 25 年 4 月 1 日から既に勤務していることが確認できる従業員は、同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から、同社で 27 年 7 月 1 日に被保険者資格を取得していることが

確認できる。

これらを総合的に判断すると、A社では、必ずしも従業員全員を採用と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなく、加入させたとしても、採用してから相当期間経過後に加入させていたと考えられる。

さらに、A社は既に廃業しており、当時の事業主及び事務担当者から証言を得られないため、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年5月から32年2月まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、A社のB班で勤務した申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

A社のB班に在籍し、工事現場で働いていたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時、A社が請負っていた工事現場において、外国人から技術指導を受けたとする内容の記憶が具体的であることから、申立人は、申立期間のうち、期間は特定できないものの、いずれかの期間に当該事業所に勤務していた可能性は否定できない。

また、A社の総務部担当者は、「工事は、当社が直営で工事を行い、当社が全従業員に給料を支払っていた。従業員の雇用については、当社の嘱託職員である班長が直接労働者を採用し、労務管理を行っていた。班長は、当社の嘱託職員であり、常用的使用関係にあったため、当社において厚生年金保険に加入させていたが、班員（班長が採用した労働者）は当社と常用的使用関係になかったため、厚生年金保険には加入させていなかった。」と証言している。

さらに、オンライン記録から、工事の発注元であるC社において、厚生年金保険に加入していることが確認できる元従業員は、「私は、昭和32年6月から工事現場で、A社のD班に所属し班員として勤務したが、同社における厚生年金保険の加入記録は無い。」と証言していることから、申立期間当時、A社では、班員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

加えて、A社及びC社E所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、

申立期間において申立人の氏名は無い上、整理番号に欠落も無いことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたものとは考え難い。

また、申立人は申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 2 月 18 日から同年 9 月 27 日まで
② 昭和 38 年 11 月 1 日から 41 年 5 月 26 日まで
③ 昭和 42 年 5 月 1 日から 44 年 7 月 26 日まで

平成 19 年に、社会保険事務所(当時)で年金加入記録を確認したところ、申立期間について、脱退手当金が支給済みである旨の回答を受け取った。

その後、「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、やはり、申立期間は脱退手当金が支給済みとなっていることが分かった。

国(厚生労働省)の記録では、脱退手当金が2回支給されたこととなっているが、2回とも受け取った記憶は無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録から、申立人は、A社において2度勤務し、いずれの勤務期間(申立期間②及び③)においても厚生年金保険に加入しており、1回目の厚生年金保険被保険者資格喪失後は、申立期間①及び②を支給対象期間として、2回目の資格喪失後は、申立期間③を支給対象期間として、それぞれ脱退手当金が支給されていることが確認できる。

申立人は、A社に2度勤務しながら、厚生年金保険被保険者記号番号が、それぞれ別の番号であることから、脱退手当金を受給したために記号番号が異なっているものとするのが自然であるほか、同社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間①において、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示がある上、いずれの申立期間とも、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から、それぞれ5か月半後及び1か月半後に支給決定されているなど、

一連の事務処理には不自然さはいかたがえぬ。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 12 月 25 日から 43 年 5 月 1 日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていなかったため、社会保険事務所(当時)に照会したところ、やはり、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていなかった。

私は、申立期間当時、A事業所B支社(現在は、C社B支社)のD部に勤務していたが、休職や退職をしたことは無く、継続して勤務していたため、厚生年金保険の加入記録が欠落しているのは納得できない。

当時のことを確認できる資料は残っていないが、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人のA事業所B支社における離職日は昭和41年12月24日と確認できることから、申立期間当時は、当該事業所において、雇用保険に加入していないことが確認できる上、C社B支社は、「現在、当支社の人事課に保管されている当時の名簿に申立人の氏名は見当たらない。また、給与からの厚生年金保険料の控除についても当時の関係書類が存在しないため確認することができない。」と回答している。

また、申立人が当時の同僚としてその名字を挙げた者は、既に亡くなっているか、その所在が不明のため、照会することができないことから、申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人は、「A事業所B支社は、結婚のために退職した。退職後、すぐに結婚し、その後は同支社に勤務していない。」と申し立てしているところ、申立人に係る戸籍謄本から、申立人は、昭和42年2月*日に婚姻しているこ

とが確認できるなど、申立人が申立期間当時、A事業所B支社に勤務し、厚生年金保険に加入していたことがうかがえない。

さらに、申立人は、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

新潟厚生年金事案 1027（厚生年金事案 9 の申立期間①の再申立を含む。）

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 7 月 1 日から平成 5 年 5 月 1 日まで
平成 18 年 2 月に健康を害して会社を解雇された際、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、申立期間が、厚生年金保険被保険者期間となっていない旨の回答を受け取った。

このたび、「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、やはり、申立期間は厚生年金保険被保険者期間となっていなかった。

昭和 58 年 7 月 1 日に A 社に入社し、現在、国（厚生労働省）の記録で、当該事業所における厚生年金保険被保険者資格取得日となっている平成 5 年 5 月 1 日までの期間も継続して、当該事業所に勤務していた。

毎年、正月の期間を除いて、A 社に勤務していたと記憶しているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間のうち、昭和 64 年 1 月 1 日から平成 5 年 5 月 1 日までの期間について、国民年金に加入し、その保険料を納付しているところ、A 社は、5 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっているが、同日以降の他の従業員の厚生年金保険及び国民年金の加入状況は、申立人と同様の期間について国民年金に加入し、その保険料を納付しているケースが相当数見られ、ほかに、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、既に年金記録確認中央第三者委員会の決定に基づき 19 年 9 月 18 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

2 これに対し、申立人は申立期間を昭和 58 年 7 月 1 日からとし、再申立て

を行っているが、雇用保険の被保険者記録から、申立人が申立期間の一部期間において、A社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立人は、昭和59年1月から平成4年12月までの期間の給与明細書のほとんどを保管しているところ、当該給与明細書では、申立人に対して支給された給与から厚生年金保険料が控除された形跡が見当たらないことから、上記期間を含む申立期間すべてにおいて、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていなかったものと推認できる。

また、オンライン記録によると、A社は、平成5年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、申立期間に申立人と一緒に仕事をしていた同僚3人は、「申立期間当時、給与から厚生年金保険料を控除された記憶は無い。」と証言しているところ、オンライン記録において、当該同僚3人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日は、申立人の資格取得日と同一日の平成5年5月1日であることが確認できる。

- 3 雇用保険の被保険者記録から、申立人の申立期間のうち、昭和58年7月1日から59年1月10日までの期間について、申立人は、A社と共同で仕事を請け負っていたB社で勤務していたことが確認できる。

しかしながら、B社に係るオンライン記録には、当該期間において申立人の氏名は無い上、健康保険の整理番号に欠落も無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたものとは考え難い。

また、申立人には申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

- 4 オンライン記録において、申立人は、申立期間中に国民年金に加入し、保険料（定額保険料及び付加保険料）を納付していることが確認できる上、申立人は、「申立期間中は、町の国民健康保険に加入していた。」と証言しているなど、申立人が申立期間中に厚生年金保険に加入していたことがうかがえない。

- 5 このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 12 月 1 日から 2 年 6 月 1 日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、A社における厚生年金保険被保険者期間が、自分と妻で相違していることが分かった。

自分は代表取締役をしており、申立期間当時の厚生年金保険料は、A社名義の預金口座からの引き落としにより納付していた。

取締役であった妻と、厚生年金保険被保険者資格の取得日が同じでないのは納得できないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成元年 12 月 1 日に、妻と従業員一人に加え、自分も厚生年金保険に加入したので、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことに納得できない。」と申し立てている。

A社の商業登記簿謄本の記録から、申立人が平成元年 7 月 1 日から同社の代表取締役であることが確認できるところ、申立人は、「社会保険の事務手続きは、全部自分が行っていた。」としており、その妻も同様の証言をしている。

また、オンライン記録から、申立人は、申立期間中に国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、代表取締役として、A社における社会保険事務手続きの権限を有していた申立人が、自ら申立期間中の国民年金保険料を納付していながら、一方で、厚生年金保険の加入手続きを行っていたとは考え難い。

さらに、オンライン記録から、A社における申立人の妻の健康保険被保険者証の交付年月日は、平成元年 12 月 12 日であることが確認できる一方、申立人の健康保険被保険者証の交付年月日は、2 年 6 月 6 日であることが確認できる

など、申立人が申立期間中に厚生年金保険に加入していたことがうかがえない。

加えて、A社のオンライン記録によると、同社の預金口座からの口座振替による保険料納付の開始月は、平成6年10月であることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 1 月 10 日から同年 7 月 1 日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、A社B支店に勤務した期間のうち、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

昭和 39 年 3 月 1 日に正社員として入社以降、41 年 10 月末日までA社B支店に継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録において、申立人は、昭和 40 年 4 月 1 日から 41 年 10 月 27 日まで、いずれかの事業所において雇用保険に加入していたことが確認できるところ、オンライン記録によると、申立人は、40 年 7 月 1 日から 41 年 11 月 1 日まで、A社B支店において、厚生年金保険に加入していることが確認でき、当該雇用保険の記録は当該事業所における申立人の加入記録であることがうかがえることから、申立人は、申立期間のうち、40 年 4 月 1 日以降、当該事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、現在、県内のA社各支店を統括している同社C支店は、「申立人の在籍を証明する資料が無いため、申立期間の申立人の記録を確認することができない。」と回答している上、オンライン記録から、申立期間当時に同社B支店において、厚生年金保険に加入していることが確認できる元従業員7人に照会したものの、申立期間当時における申立人の勤務状況に関する具体的な証言は得られないことから、申立人の申立期間中における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認で

きる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年5月1日から23年8月15日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、A農業会で勤務していた期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

A農業会は厚生年金保険に加入する義務があったはずなので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間当時の上司及び同僚としてその氏名を挙げている13人はいずれも所在が不明である上、A農業会の事業を引き継いだB農業協同組合C支店の総務担当者は、「申立期間当時の資料は無い。」と証言していることから、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、オンライン記録において、A農業会は厚生年金保険の適用事業所として確認することができない上、事業所記号索引簿においても当該事業所名を確認することができない。

さらに、申立人は申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 10 月から 18 年 4 月まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、年金裁定時から、厚生年金保険被保険者期間となっていないことに疑問を感じていた申立期間が、やはり、厚生年金保険被保険者期間となっていなかった。

申立期間中は、A市B町にあったC社にD職種として勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社を吸収合併したE社、及びC社のF部門を統合したG社は、「C社の人事資料等は全く残っていない。」と回答している上、申立人が氏名を記憶している3人の同僚は、C社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、その氏名が確認できず、所在も不明であることから、申立人の同社における勤務実態を確認することができない。

また、申立人は、「申立期間当時は、C社のH課に属しており、課長、係長、主任と担当者10人くらいの組織であったが、その氏名を記憶していない。又、当時は寮生活だったが、社員寮で一緒だった同僚の氏名も覚えていない。」と証言していることから、当時の同僚などに聞き取り調査を行うことができず、申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 4 月から同年 6 月まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、A社で派遣職員として勤務していた期間が、厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

当時、私は、A社ら派遣され、B社で勤務していた。同社が、C県のD市（現在は、E市）からF市（現在は、G市）へ移転することとなり、D市とF市の両方に通勤できるということで、同社に派遣されたことを記憶している。

当時の預金通帳において、A社からの給与振込も確認できるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の給付記録及びH銀行が保管する申立人の口座に係る預金元帳の記載内容から、申立人が、平成 3 年 4 月 15 日から同年 6 月 20 日まで、A社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社は、申立期間当時の派遣社員の厚生年金保険への加入について、「適用要件を満たす者で、厚生年金保険への加入を希望する場合は、年金番号等を記入する書類を渡し、起票させた上で加入させていた。」と回答しているところ、申立人は、「当該書類を受け取り、記入した記憶は無い。」としている上、当時の給与からの控除について、「何のお金か覚えていないが1,600円が控除されていた。ただ、1万円を超えるような大きな金額が控除されていた記憶は無い。」と証言するなど、申立期間中に、給与から厚生年金保険料が控除されていたことがうかがえない。

また、申立人が一緒に事務の仕事をしていたとして氏名を挙げた者は、「D

市からF市へ移転する時期に、2か月から3か月だけ勤務していた派遣社員がいたが、名前は覚えていない。」と証言しており、申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、オンライン記録から、A社において、平成3年4月に厚生年金保険被保険者資格を取得している35人を調査したところ、被保険者期間が1年未満の者は4人しか確認できない上、当該被保険者4人のうち、被保険者期間が特に短い2人はいずれも、「自分は、A社に直接雇用された契約社員であり、自己都合により早期に同社を退職した。」と証言していることから、「初めから短期契約の派遣社員であり、派遣期間満了により退職した。」としている申立人とは、雇用形態に相違が見られる。

加えて、上記被保険者35人のうち、申立人と同じ派遣社員でありながら、A社において厚生年金保険被保険者資格を取得している者2人はいずれも、「厚生年金保険に加入している人は、雇用保険にも加入していた。」と証言しており、このうち1人の雇用保険記録を確認したところ、同社における厚生年金保険被保険者期間と一致する雇用保険の加入記録を確認できるのに対し、申立期間において、申立人の雇用保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。